

農業政策の教科書への反映に関するメモ

I. はじめに

1897年(明治30年)の帝国第十議会で、貴族院は、小学校読本及び修身教科書は、国民教育の盛衰のみならず、国家の運命にも大きな影響を及ぼすとし、政府が国家事業として完全で安価な教科書を編纂すべきであると建議した。加えて、衆議院も、1899年(明治32年)の第十五議会で、「小学教育ノ國家ニ至大ノ関係ヲ有スルヤ敢エテ論ヲ俟タス故ニ現行小学校用教科書ハ国費ヲ以テ編纂セラレンコトヲ望ム」と建議し、小学校教科書の国定化を要望している。¹⁾

このような背景のもとで、1902年(明治35年)の「教科書疑獄事件」を機に、その翌年の「小学校令」改正により、修身、日本歴史、地理及び国語読本の国定化が行われる(算術、理科は1910年国定化)。1886年(明治19年)の教科書検定制度が施行されて以降、文部省によって、教科書の内容にまで立ち入った厳しい検定が実施されていたにもかかわらず、国定化が強行されたのは、政府による教科書のより徹底した統一管理こそが、国民をして政府の方針に従順たらしめる最善の方法であることを、政府が理解していたことに他ならない。事実、わが国において、明治初年から現在にいたるまで、政府の方針に強くしばられることのない教科書が発行され得た時代は、明治10年以前と戦後10数年のごく短い時期にすぎない。

1881年(明治14年)、文部省は、「尊皇愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スル」ことを目的とし、それにたずさわる教員の「國家ノ隆盛ニ係ル其任タル重且大」との「小学校教員心得」を通達する。²⁾このように、明治初年の個人のためとされていた教育目的を国家のためと置き換え、その目的に無批判な教員の育成を目指したのも、国民教育の統一化政策を補完するためのものと見なすことができる。

このような状況のもとでこそ、戦前の恐ろしいまでの国民思想統制が可能だったのである。教科書がこの中で果たした役割の中で、修身、日本歴史、地理、国語の各教科書に反映された「万世一系の天皇史観」に基づく国家主義的側面については、多くの分析がなされているので³⁾ここでは触れない。この小論では、政府の農業・農民政策がどのような形で教科書に反映されているのかに焦点をあてて論を進めることにする。

II. 教科書の変化及び農業をめぐる歴史を辿る

本論に入る前に、まず、論議を進める上で必要とされる範囲で、明治初頭から現在にいたるまでの教科書改訂及び農業をめぐる政治・社会・経済状況の特質について簡単に触れておこう。^{1) 2) 3) 4) 5) 6)}

1. 教科書の改訂をめぐって

○ 合理的精神を重視した「学制」

1872(明治5)年に頒布された「学制」は、全国に8大学、256中学校、54,000の小学校(小学校下等4年、上等4年 一表-2)を開設するとの壮大な計画をもち、急速な社会の近代化を目指すものであった。「学制」頒布と同時に出された太政官布告は、学校設立の目的を「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ易ニシテ以テ其生ヲ遂ルユエンノモノ」、「一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と、教育が個人のため、万民のためのものであることをうたっていた。「学制」下の教科書行政も、自由発行・自由採択制であり、文部省自らも教科書を編纂・翻訳しているが、民間教科書を抑圧・統制する姿勢を全くとつていなかつた。文部省は「学制」頒布一ヶ月後に「小学教則」を定め、教科書として適當なものを標準教科書として暫定的に選定している。例えば、「読本読方」として『学問のすすめ』・『訓蒙窮理図解』(ともに福沢諭吉著)などがあげられており、その一年後に追加されたものとしては、『小学読本』(柳原芳郎編集 文部省出版)、『物理訓蒙』(文部省出版)などがある。また、自然科学についてみれば、板倉が指摘しているように、⁷⁾「学制」は、封建思想に変わって、合理的思想を育てるという眞の科学教育制度を発足させたのである。

○ 儒教主義者からの巻き返し

だが、「学制」以来の自由な雰囲気は、1879(明治12)年をもって終わることになる。明治天皇の侍講(天皇の学問教師)であった元田永孚が、「天皇の聖旨を奉戴して」まとめたという「教育大旨」を、ときの参議の伊藤博文らや文部省に示す。その主旨は、"最近の教育は西洋の知識・技術を学ぶことに汲々とし、仁義忠孝が忘れられているというもので、いわゆる儒教主義教育の復活を目指すもので、維新後の政府の教育政策の全面否定であった。これに対し、伊藤博文は、従来の政府の欧米科学技術の成果を積極的に採取するという方針は、決してその思想・政

治をも取り入れるものではないという見解を「教育議」中に展開する。すなわち、従来の政府の教育政策を擁護する一方、高揚しつつある自由民権運動に対処する方針を示したのである。その具体化が、1880(明治13)年、自由民権運動に対する弾圧の姿勢を強め、教員生徒の政治活動を全面的に禁止する「集会条令」の制定であった。そして、その後、基督教主義的道徳が、自由民権運動に対決する民衆教化策として登場する。このような背景のもと、文部省は、新たに「教育令」を公布する。その中で、教育の重要事項について文部卿の許可の必要を規定し、文部省の干渉権・中央主権制が強化される。従来、教科書配列の末尾におかれていた「修身」が冒頭におかれる。次いで制定された「小学校教則綱領」には、小学校の課程、その教科内容とその程度までが詳細に規定されており、文部省の教科書への指導体制が確立される。例えば、修身は学制下では小学校全課程を通じて7時限しかなかったものが、「綱領」では7倍にまで増加する。その内容の基本は、「万世一系天壤無窮の国体観」に乗っ取り、尊皇愛国の精神を養成することにおかれた。なお、話がちょっと横道にそれるが、図-1を見ていただきたい。この図は、明治7年師範学校編纂・文部省刊行の小学読本の挿し絵である。新しい帽子をめぐって、ものを大切にせよという趣旨の文章に付されている。すべての児童たちが洋服を着、洒落た帽子を被っている。明治初頭の文明開化への傾斜の強さが感じられる。

○ 教科書検定制度の導入

明治13年以降の政府の教育政策の変化の仕上げが、はじめて設けられた内閣制度のもとで就任した森有礼文相による1886(明治19)年の「小学校令」・「中学校令」・「師範学校令」・「帝国大学令」の公布である。小学校教育では基督教主義的な道徳教育と兵式体操の重視、師範学校では教師に忠君愛国主義を徹底させるための公費による全寮制が敷かれる。そして、「小学校令」第13条により、教科書検定制度が実施されることになる。天皇制教育体制の確立である。なお、このとき、新しく「理科」という教科が初めて設けられる。

○ 「教育勅語」の発布

1889(明治22)年2月11日の紀元節当日、大日本国憲法が天皇により内閣総理大臣黒田清隆に授けられたという形式をとって公布される。しかし、憲法の成立は、従来の超越的な存在であった天皇の地位をいささかも揺るがすものではなかった。

教育に関する事項も、財政問題を除いて、すべて勅令によって決定され、議会はこれに関与することができなかった。こうして、1890年10月天皇の名において、「教育に関する勅語」が発布され、その後の学校教育における至高の規範となる。「教育勅語」は、天皇の発意とされたため、そのち50数年にわたって、如何なる法令をも超える絶対的権威として、教育を支配したのである。同年公布された「小学校令」に基づいて翌年定められた「小学校教則大綱」には、教育勅語の影響が既に認められる。修身をはじめとして、歴史、地理について、教育勅語に基づき、皇国思想、愛國の精神、国家に対する責務などの強化を指示している。このような国家主義的教育の強化は、忠君愛国意識を国民の間に浸透させるのを助けた。

○ 国定教科書制度の確立

政府は、検定制度を通じて、国民思想の統一化に一定の成果をあげてきたが、それをより効果的に行うため、政府が教科書を自ら作成することを意図するようになる。あたかも、このような時期に「教科書疑獄事件」が発生する。1902(明治35)年のことである。教科書出版社が自社の教科書が採用されるように各県の審査員に贈賄を行ったのである。政府はこの機を逃さなかった。1903年、小学校令を改正し、その第24条において、修身・日本歴史・地理の教科書及び国語読本が国定化される。それに続いて、翌年算術が、そして理科も1911(明治44)年に国定化の道を辿る。

この間、就学率にも変化が見られるようになる。1896(明治29)年に52%であったものが、1905(明治38)年には86.9%に達する。こうした状況を受けて政府は1907(明治40)年義務教育年限を4年から6年に延長する。これを機会に、各教科書に大修正が加えられる。日清戦争、日露戦争などを通じて、国家主義的思想が国民の間に高まっていたのを背景にして、修身や国語読本などに新しい軍事的素材が取り入れられるとともに、従来の「南北朝並立」の記述が万世一系の皇統にもとるとして攻撃され、歴史教科書の中で「南朝正統説」が採用されるようになる。

○ その後、三度にわたる大修正

その後の教科書の大きい修正は1918(大正7)年、1932(昭和7)年、1941(昭和16)年と、三度にわたって実施される。前二者に大正デモクラシー、児童の生活と真理を重んじる「新教育運動」など時勢の変化が修正にも影響を与えていた側面も

あるが、基本的には国家主義の立場がさらに強められている。1941年の修正は、その年に公布された「国民学校令」に基づくもので、教科は国民科(修身・国語・国史・地理)、理数科(算数・理科)、体練科(体操・武道)などに統合された。これらの教科書は、日中戦争を経て太平洋戦争に突入しようとする時期に編集されたもので、当然、軍事的傾向がさらに強まるとともに、“欲しがりません勝までは”という標語に示されるように神がかり的精神主義が強くあらわれている。

○ 戦後の教育行政

1945(昭和20)年8月の終戦とともに、教育行政も一大転換を強いられる。終戦直後用いられたいわゆる黒塗り教科書は、翌年7月31日学校現場から姿を消し、新聞を折り畳んだような折り本・分冊の教科書が使われた。1947年3月、「教育基本法」及び「学校教育法」が公布され、教科書の検定制度が決定されるとともに、いわゆる「六・三・三制」の新学制が実施される。同年3月、文部省は、「学習指導要領」(一般編・試案)を発行する。こうして、同年4月からの新制度で用いられる教科書は、この指導要領に基づいて作成された国定教科書で(検定教科書が間に合わなかったため)、その後2~3年にわたって使用されたのち、その席を検定教科書にゆずることになる。

この学習指導要領で特徴的なことは、「この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用のように、一つの動かすことのできない道を決めて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして活かしていくかを教師自身が自分で研究していく手引きとして書かれたものである」と教師の自主性を大きく保障している点である。しかし、その後、検定制度は教師の自主性を奪う方向に動いていく。まさに、“いつか着た道”と呼ぶのにふさわしい方向への傾斜である。すなわち、1973年、文部省は、これまで拘束性のない大綱的基準を示すにすぎなかつた学習指導要領を法的拘束力を持つものとして、初めて官報で告示する。一方、同年に改訂された小学校指導要領は、神話の必要性を説き、「天皇についての敬愛の念を深めるように指導するよう」要求する。こうして、国家記述や天皇記述などに関する教科書検定は厳しさを増し、遂には、2000年、皇国史観に基づく新しい歴史教科書が検定を通る事態となる。

2. 農業をめぐる社会的・経済的・政治的状況の変遷

1) 1800年代後半 — 維新政権の成立から日清戦争終結直後まで

○ 松方のデフレ政策

1881(明治14)年の政変で大蔵卿になった松方正義は、インフレを抑え財政を安定させるため、不換紙幣の整理を測り、デフレーション政策を押し進める。政府は、歳入を増やし歳出を減らすことにより、毎年700万円を紙幣整理・正貨準備にあてることを決め、その財源として地方税の増大、酒・たばこ・醤油・菓子などの間接税を大幅にあげる。このデフレーション政策は、農村を深刻な不況に追い込む。物価下落により米は半値に下落し、綿花・砂糖などは、外国との不平等条約による無保護関税の結果、安い輸入物にその席を奪われる。このような不景気のもと、農民は土地を質に入れ、高利貸しや地主・豪農から借金をして税を払わざるを得なかつた。茨城県では、このデフレ期の4年間に入質下土地は、全耕地の44%にのぼつたといふ。その結果、広汎な土地が地主・高利貸しの手に集中され、多くの農民が小作農に転落してゆき、1887年全国の小作率は40%となつた。この没落は、貧農に限られたものではなく、富農や中小地主の中にも多くみられた。その証拠に、5円～10円の地租を納めたものの数は、1884～86年の3年間で7分の1に減少している。また、この期間に、全国の農家戸数の12%にあたる52万戸が農業を離れていった。

○ 治安警察法の公布

日清戦争後、天皇制政府のさらなる軍拡路線は、増税なしに実現することができなかつた。1898(明治31)年、政府は懸案であった地租増徴法をようやく実現させるとともに、酒造税法・醤油税則などの改正により大増税を実施に移す。政府は、労働者・農民の反撃を恐れ、1900年、労働組合・小作人組合の結成の禁止、ストライキの禁止など、労働組合・小作争議の弾圧条項を詳細に織り込んだ治安警察法を公布する。

○ 米の需給関係

1878(明治11)年の総人口は3646万人で、1897(明治30)年のそれは4287万。その増加率は1.18倍。一方、米の収穫高の増加率は、1.31倍であり、明治初年の頃よりいくらか余裕がでてきている。しかしこれは、国民のすべてが米の飯を十分食していたことを意味しない。そのことは、松方デフレ期の『大阪府農事調査』⁸⁾によつても明らかであろう。

“小作人ノ最下等ニ位スルモノ……其生活ノ有様憐ムヘキ者多シトス……
其住居ノ如キモ畳一枚ニ一人半位ノ割合ニ雜居シ、朝夕兩度ハ粥汁ヲ啜リ午
飯ハ米三分麦七分ノ麦飯ヲ喫シ毎ニ汁若クハ漬物ノ一菜ニシテ……夏時ハ
薰ヘテ蚊ヲ遣リ冬時ハ一枚ノ蒲団ニ二三人同衾”

なお、米消費量に収量増大が追いつかず、1897年を転機に、わが国は輸出国から輸入国に転じる。

○ 農民の生活状態

地租と地主の取り分、合わせて収穫の5割以上地主におさめなければならなかつた小作農民の生活は、「大阪府農事調査書」にも見られるように、きわめて悲惨なものであった一方、地主階級は、高率高額の小作料収入を製糸業・紡績業をはじめとして、銀行・鉄道などにも投資し、資本の本源的蓄積に寄与する。ところで、この紡績・製糸業の労働力の供給源が貧農の娘たちであった。15歳から20歳暗いまでの彼女たちは、僅かな前借金で身売り同様にして工場に連れてこられ、1日平均15～6銭(その頃米一升14～15銭)の日給で12～14時間働かされていた。

○ 老農の時代

明治初年、お雇い外人を中心に、西洋農法の直接的導入が目指されるが、水田作を中心とする小農生産・集約栽培という日本農業の特質に阻まれ、その試みは挫折する。政府の勧農政策のもと、それに代わりあらわれたのが老農技術である。その技術は、日本の農業的特質を踏まえた上で、伝統農法を単に継承するものではなく、それを改良し、体系化しようとするものであった。その結果、政府の勧農政策とも相まって、米の反当たり収量は徐々にではあるが増加を見せる(図一2)。

2) 1900年代～1920年代

○ 封建的地主制の確立

松方デフレによる土地の地主的集中傾向は、その後も止まらず、1907(明治40)年の小作率は44.9%に達する。こうして、1900年前半に半封建的地主制が確立される。天皇制国家は、強固となった地主階級の要求を入れ、河川改修(治水・利水)、耕地整理など、水田の生産力を強めるための施策を実施していく。

○ 独占資本の成立と小作争議の頻発

第一次世界大戦中の好景気を通じて、工業生産は大きく増大しあはじめて、工業

生産額が農協生産額を上回る。すなわち、工業生産高は60億円、農業生産額41億円と、その大きさが逆転したのである。こうして、第一次大戦後から1920年代にかけて、資本に対する地主層の地位の相対的低下がはじまったのである。しかし、このことは、半封建的地主制の衰退をただちに意味するものではなく、第二次大戦後の農地改革にいたるまで、その命脈を維持し続ける。天皇制国家は、小作争議の頻発という農村における地主と小作農民との間の矛盾の激化を前にして、日本経済における農業の比重低下とそれにともなう資本との軋轢だけを理由に、地主を切り捨てることができなかつたのである。

一方、地主的土地所有の後退と裏腹に、資本の強蓄積のもと、各鉱工業分野において、三井、三菱、住友などを中心とする独占資本が成立し、わが国の経済は独占資本主義体制に移行する。資本主義の発達は労働者数の増大をもたらす。その数は、1909(明治42)年の84万余から1919(大正8)年の182万へと増加する。これに、鉱山・運輸交通の労働者およびそれらの家族を加えると1000万近くに達する。こうして労働者階級が階級として成立し、社会主義思想の流入と共に、労働者の権利に目覚め、労働運動が大きく発展しあはじめる。一方、都市人口の増加とともに米消費量も増加し、米生産高との格差は、第一次世界大戦を境に特に著しくなり、自給不足額は600万石にもなる。このような状況のもと、米屋や商社の投機的買い占め、売り惜しみにより、米価は1917年の石当たり14円40銭から同年12月の22円74銭、翌年7月の31円29銭にまで上昇する。さらに、8月のシベリア出兵宣言が追い打ちをかけ、8月の米価は41円68銭と一年前の価格の三倍近くまで暴騰する。こうして、8月3日富山県中新川群西水橋町の漁民の女房たち約200名が米屋と資産家を襲って、米の移出禁止と廉売を要求して警察官と衝突する。いわゆる「越中の女房一揆」である。この動きは瞬く間に全国に広がるとともに、8月10日にいたると騒動の中心は都市部に移る。8月中旬以降、この動きを受けて鉱山労働者が「採炭料3割増、構内の仕入店の大幅値下げ」の要求を掲げて立ち上がる。これを鎮圧するため、軍隊が出動。軍隊の発砲により死者12名、重傷11名。検挙者数は1600名にのぼる。9月中旬に空前の全国民衆運動(米騒動)は収まつたが、事件後の検挙者数は推定2万5千名以上、起訴7776名。判決は、死刑2名、10年以上の懲役80余名という苛酷なものであった。

農民運動も、米騒動や労働運動に大きく影響されながら、本格的な社会運動と

して発展を続け、小作組合の数は、1913(大正2)年の17から1919年の84に増加する。1920(大正9)年、戦後恐慌により農産物価格が下落する中、農村内の地主と小作農の矛盾が一挙に噴出し、小作争議の件数が一挙に増大する(図-4)。

この間の状況を、1922年に創立された日本農民組合の創立宣言は次のように述べている。

“国民の7割は田園に居住し、またその7割は小作人である。しかるに積年の陋弊は田園に満ち、土地の所有關係の悪風漸く現れ、田園も遂に資本主義の侵略するところとなり、小作人は苦しみ、日雇人は嘆く”

米騒動・労働運動の高揚に驚いた政府は、従来のように地主層の利害に十分な配慮を払う余地がなくなり、朝鮮・台湾での産米増殖計画を開始する。米自給の重点を、植民地に移し、植民地米の大量輸入を考えたのである(図-2)。一方、農村における小作争議による村内の階級対立の激化に対しては、1926年「思想穩健、農村中堅」たる自作農層の創成を目的とする計画を立てるが、25年間で全小作地の4%程度の目標を掲げるにすぎなかった。

○農事試験技術の進展

この期には、老農技術にかわって農事試験場技術が、化学分析・生物学的研究方法に基づき、稲作を中心に、小農生産に適応しうる技術を提起しうるようになる。しかし、病害研究や育種活動以外は、大正期以降普通農法となる塩水選・暗渠排水・馬耕・足踏脱穀機・回転除草機なども、その端緒は農民の側にあったことを銘記すべきであろう。

3)世界大恐慌の襲来と国家独占資本主義の成立

1929年10月ニューヨーク証券取引所の株価大暴落をきっかけとしてはじまった恐慌は、世界中に波及し、ほど4年間にわたって猛威を振るう。大恐慌による経済的・社会的危機を開拓するため、政府は中国東北部への軍事侵略行動を起こし、これをテコとして、財政・金融政策などを通じ国家が経済全体を組織化・統制する国家独占資本主義体制が構築される。

○農村恐慌

この大恐慌の特徴は、工業部門だけでなく、農業部門をも巻き込んだ点にある。日本では、すでに1920年代後半から農産物価格の低落により農業は不況下にあつたが、大恐慌はそれに追い打ちをかける。日本農業の二本の柱である繭と米の価

格が大暴落したのである。

1932年に成立した斎藤内閣は、農民の不満をなだめるため、開墾・治水・林道開設などの諸事業をおこし、困窮農民に現金収入の道を与える。この救済事業と並行して、農林省は農漁村厚生運動を展開する。農本主義的・天皇主義的な方向で事態を切り抜けようとしたのである。1936～37年にいたると、農産物価格が恐慌前に戻り、自作・自小作農の上層部には一定の剩余が残るようになり、この階層を中心に農業生産力の増大傾向があらわれる(図-2)。1937年の日中戦争の開始後、農政は戦時農政へと転換していく、戦争遂行を政策課題として、すべてにそれが優先されていったのである。

4) 戦後から20世紀末まで 一 自給率の極端な低下

○インフレ・食糧難・農地改革

敗戦直後、国民生活は、深刻な食糧不足とインフレーションに悩ませられる。

一方、農村では、占領軍の指令のもと、農地改革が進行し、ここに、半封建的地主制は解体させられる。

このような状況のもと、政府は鋭意、農地改革によって成立した自作農体制に依拠して、米麦のみならず畜産を含めた主要食糧の総合的発展と自給率の向上を目指し、農家の租税負担の軽減、米を中心とする農産物価格の引き上げ、土地改良事業などの食糧増産・農業保護政策を推進する。その結果、米を中心に、麦類、豆類、畜産物、果実、蔬菜など、広範な農産物が戦前を上回って生産されるようになる。この時期は短期間(1944～1953)ではあったが、日本の農政が総合的食糧増産自給を中心に据えたという点で、特筆すべき時期であった。

○農業軽視政策の推進

ところが、農産物の国際需給事情が緩やかになると、食糧増産・自給政策も後退をはじめ、1954年になると「食糧増産」は、政府の重点施策の中で影が薄くなっていく。重化学工業を中心に急速な発展を遂げつつある独占資本の利益の前に、麦類や雑穀の輸入が強められていくのである。

この流れをさらに強めたのが、1961年の「農業基本法」の制定であった。同法は、高度経済成長を保障するための農産物貿易自由化に対応するもので、農産物全体の増産を追求するものではなく、農産物を、今後国内で生産拡大を図った方が経済的に効率的なものと、輸入に依存する方が得策なものとに分類し、前者の

選択的拡大を狙うとともに、農業構造改善事業による上層農家の育成を目指したものであった。

その後、この方針に沿って、1963年バナナなど25品目の、1971年牛・豚肉などの農林水産物17品目の輸入自由化が実施され、日本農業は大きな打撃を受ける。しかし、米については、60年代前半にいたるまで不足基調が継続するが、67年以降過剰傾向に転じ、いわゆる減反政策が69年から実行に移される。加えて、1993年、ガット合意により、日本の米需給事情の如何にかかわらず、外国米輸入が義務づけられるにいたる。

○ 環境問題の発生

1960年初頭にはじまる高度経済成長は、各地に水俣病などの公害を引き起こし、湖沼や内海の汚染がこれに続く。一方、1970年代後半、人工衛星による地表探査や世界各地の現地調査の進展により、破局的な自然破壊が発展途上国で広く進行していることが確認される。と同時に、二酸化炭素濃度の増大とともにくる地球の温暖化、フロンガス汚染によるオゾン層の破壊、加えて酸性雨など、人間の手が地球全体に及んでいることが確認される。地球環境の危機が世界的に大きな問題として人々の前に姿を表し、現在にいたっている。

III. 教科書に反映する政府の政策

日本の政府は教科書を、検定制度を通じて、あるいはそれを国定化することによって、自己の政策をそれらに反映させ、施策の遂行を容易にするよう企図する。ここでは、国語および理科の教科書に政府の政策がどのように反映されてきたかの分析を試みる。

1. 戦後農業政策の変遷の国語・理科教科書への反映

明治初頭から終戦に至るまで、半封建的地主制は、第一次大戦後資本に対する地主層の地位の相対的な低下があったにもかかわらず、天皇制国家の庇護のもと、その命脈を保ってきた。後で詳しく見るよう、そのことが、政府の農業・農民政策の国語教科書への反映の明確な把握に大きな困難をもたらしている。その点、戦後の農業・農民政策は、その形をドラスチックに変化させるので、その教科書への反映がとらえ易い。そこで、ここでは、まずははじめに、その政策の変遷が、小学校国語教科書中の農業的教材に与える変化と、理科教科書における土の叙述

の移り変わりの姿に焦点をあてて話を進めることにする。土を選んだのは、土は農業と最も関わりの深い自然物だからである。

1) 国語教科書への反映

○ 稲の記述が消えた

昭和22年3月に教科書検定制度が発足するが、教科書会社の準備が整わなかつたため、文部省は暫定的に、第六期国定教科書を発行する。その国定国語教科書は、その後、2~3年の間使用された。戦前の教科書と比べて、農業・農村関連の課題数がはるかに少なくなっている。占領軍の指導のもと、新しい国語教育観が取り入れられ、教科書を政治の具と市内姿勢が貫かれるようになったためであろう。だが、第四学年、第六学年の教科書には、それぞれ、「いねを育てて」、「とり入れまつりの夜」と題する課が設定されている。前者では、5ページにわたって、児童の観察日記という形で、いねの一生が語られている。後者は、かぼちゃの花、葉、つる、根に加えて、太陽、水、土、はちが一堂に会して、かぼちゃの実を誰が育てたかを討議する話である。3ページにわたって続けられる討議の過程で、それの役割が明らかとなっていく。両者とも、きわめて優れた教材となっている。

一方、昭和23年、アメリカ民間情報教育局の係官の指導もあり、今後の一年生の教科書の規範となるようなものを作成しようとの意図のもと編集されたものに、「まことさんとはなこさん」、「いさむくんのうち」、「いなかのいちにち」がある。「いなかのいちにち」は、56ページの小冊子で、各ページ絵入り文で構成されている。例えば、最後のページには、いろいろのまわりに家族みんなが集まっている姿が描かれ、「おばあさんがむかしばなしをはじめました。「むかしむかし」とはなしました。ただおさんも、ゆりこさんも、にこにこしてきいています。ろのひが、みんなのかおをてらしています」という文が添えられている。ただおさんとゆりこさんという二人の子供たちの目を通して、田植期の農村の一日を綴ったものである。

これらの伝統が、検定後にも引き継がれ、25年発行の2年上の教科書(東京書籍)には、8ページにわたって、「いね (1)田うえ (2)いねが大きくなるまで」が、6年上の教科書には、「麦ふみ」、「山林開拓者の生活」についての教材が、それぞれ4ページ、12ページにわたって展開されている。しかし、36年および40年の2年生の教科書(いずれも東京書籍)には、「田うえ」、「麦」と、それぞれ一つずつとなり、

46年以後の教科書からは、稲、麦という名のみか、農業的教材が姿を消す。こうして、自分たちの主食である稲や麦を知らない子供たちが育っていっている。農業政策の変化との一致には、驚かされる。戦争直後の教科書の政治的中立という方針が、昭和33年小中校の学習指導要領の告示以降、文部省の教科書検定の強化にともない、踏みにじられはじめたと思わざるを得ない。

2) 理科教科書における土の扱いをめぐって

ここでは、中学校理科教科書で扱われている土に関する叙述の変遷を追うこと試みる。土を選んだのは、作物を育てる農業ときわめて密接に関連しあつてるので、その叙述の変化が政府の農業政策と深い関わりを持つであろうと考えられた～である。なお、ここでの検討対象教科書として、すべて、東京書籍発行のものを用いた。同一の出版社の教科書を用いた方が、系統性が保たれると考えられるからである。

○ 教科書から土が消えた

戦後、文部省は、新学制の実施にあたって、急きよ、18冊からなる「私たちの科学」を編集する。これは、単元別に編集された新しい型の教科書で、その中に『土はどのようにしてできたか』(中学校第2学年用・私たちの科学10)が含まれている。78ページにわたる小冊子である。“まえがき”的冒頭は、“私たちは土の上で生活していると言ってもさしつかえない。生物は土に生き、土に帰るといわれている。私たちは土にできいろいろな植物の根・茎・葉・果実などを食べて生きていく。また、このようなものを食べて成長した動物を食べて生きていく。これほど私たちに親しい土は、いったいどのようにしてできたのであろうか。”という設問から始まっている。内容は、“I. 土はどんなものからできているのか”で始まり、“XI. 土は植物の成長にどんなに関係するのか”で終わっている。大地と空をめぐる水の循環、地球表面の変化など、地質学的側面からの解説も加えられており、きわめて密度の高いすぐれた教科書となっている。どのような理由で、「土」が「私たちの科学」の一冊に選ばれたか知る由もないが、食糧増産が政府の最大重要政策であったことが、大きく影響していると考えてもよいのではないだろうか。

「私たちの科学」に続いて、検定理科教科書「新しい科学」が発刊される。

新しい科学(昭和26年)：この書では、第1学年用II.2、“地球の表面はどのようなすがたをしているか”の中に土に関する叙述が見られる。ここでも、まえがきは、

"私たちは大地の上で生活をつづけている。この大地の上に植物は生え、動物も育ち、そのおかげで私たちの生活は楽しく豊かなものになる。まことに大地は生物の母というべきであろう"という言葉で始まっている。土に関する叙述は11ページにわたっており、内容は、土の断面、土の構成成分、土の種類、土の生成、土の中の生物、作物の生育にとってよい土、土の酸性・アルカリ性、酸性になりやすい肥料、などからなり、"このように私たちの足の下にある土も、細かく調べるといろいろちがった性質をもち、それが一つ一つ私たちの生活にとって大切な植物や作物の育ち方に深い関係をもっていることがわかる。"と結ばれている。

新しい科学(昭和36, 47, 56年)：36年の教科書での土の叙述は、土の風化作用にのみ焦点があてられ、ページ数も6ページに減少する。47年にいたると、土についての叙述が見当たらなくなる。しかし、56年の教科書では、"生物どうしのつながり"という、いわば生態学を学ぶ章の中に姿をあらわす。しかし、物質循環に附いて土中の微生物が果たす役割についての説明が主であって、土そのものについての説明は何もない。舞台の上で主役を演じるのは土中微生物であって、その住みかである土には脇役すら与えられていないのである。平成9年の「新しい科学」での扱いも、全く同じである。

以上述べたように、戦後の理科教科書における土の叙述の原価は、政府の農業政策の変遷と軌を一にしている。昭和20年代の増産政策が、30年代に入るとその声がしほみはじめ、40年代にいたると農産物自由化の推進と並んで減反政策が実施される。このような農業政策の変化にともない、理科教科書の中の土の扱いもドラスチックに移り変わるのが読みとれる。そして、環境問題が国の政策として浮上してくると、それに対応して、土の中の微生物のみに焦点をあてた叙述があらわれる。

このように土を扱うことは、理科教育としても決して好ましいことではない。土の中の微生物の活動は、土を全体として捉えるなかでこそ深い理解が得られる。断片的な知識のみを与えられた子供たちは、それに対処するのに暗記する以外の道をとり得ない。理科嫌いになるはずである。

2. 農業・農民政策と国語教科書

戦前、わが国の修身、歴史、地理、国語の教科書には、天皇を中心とする国家主義的政策が、読んでもすぐわかる形で織り込まれていた。だが、農業・農民の国

第 1 課 明憲皇帝太后的御體：“怠久不繫，方坐，其狀若病矣。玉音真美也。”

第 2 課 太田道璽：“士重人重，花比陳竹，是天地之至德矣。安以一子絕祀？無子者，吾悲之矣。”

第 3 課 小井之小大之玄義

第 4 課 謂力為種姓生之氣：生物的現象的說明

第 5 課 種姓辨論：人多信乙乙、老子人多改心去世尤辨論

第 6 課 雖火止的用水：松平信綱の農業水利辨論の建議と元氣を計画する実案

第 7 課 順應潮：揚子江の水の急激な変化一洪水一老圃論者五湖の發創乙乙乙

第 8 課 契約：契約の證字の大切さ

第 9 課 山村：兵備之末の防禦の大事乙乙、稻刈刀鎌の水田への運びの面白乙乙

第 10 課 女乙、農村の少年・少女の樂乙乙

1) 一般用教科書と複科用教科書

案文中所指的「書寫」，是就其字形而言，並非指「書寫」的行為。在當時，「書寫」一詞的用法，與「畫圖」、「剪紙」等藝術形式沒有區別。因此，當「書寫」被視為一種藝術形式時，它就不再僅僅是一種文字的表達，而是成為了一種具有審美價值和藝術意義的創作活動。

書卷上所求之事の考究

- 第10課 人を用意する手紙：仕事を見つける、人を紹介する手紙
第11課 索品：走り自慢の盗賊人を見つけてくれ、盗人の見つけ方と人見し難い顔
第12課 七二九千才ノハ・スセドヘ：世界周遊を成る運行会社へ旅券、食料
第13課 不足・部下の反乱に苦心する軍隊の相手を算盤
第14課 西洋船の難道：西洋船が何で何を主とする行程の難明
第15課 海の朝：朝の海の手筋手筋を決めて
第16課 征衣上通：召集令文を誰地に持てたる人の間際を天皇への繩ひ墨
第17課 順山懸：精正茂を崇拝し、忠君の心を抱く、才氣をもつ、努力家で
第18課 畜産：印度の牛と日本の人々の畜産の器物
第19課 南洋の珍果：スズラン子、リンドウの實味の物いはる（鶴見裕平「南
第20課 鋼引：ヨーロッパの錫産の船にて、外国人と日本人が15人乗り出で
第21課 交通工具の手紙：輸化貿易会社より
の謹「北極」
第22課 漁船掃除：漁船が漁獲物を積んで帰港するときの事務の風景
第23課 力士と虫：力士と虫の最終の様子を力士と虫を殺す力士供ひ者たち
第24課 大刀と矢：大刀と矢の數値の計算
第25課 粮料：主なる山林・田・畠の面積比、米の内地(5900万石)・朝鮮
第26課 銀幕：紀伊山脈の開拓費と工賃など十萬石・北山川水下の銀幕との
第27課 銀隕石の著者：目黒雲（乙巳後生）、源氏古の助が其の著者である

第28課 やまあらし：呑氣な可愛い獣、やまあらしの生態

第29課 足柄山：新羅三郎義光が戦場におもむく際、秘曲（笙）を時秋に伝える
とともに、自分は武の為・家の為に尽くすから時秋は世の為・道の為
に尽くせとさとす

第30課 故郷：故郷の贊歌

上述の構成からわかるように、この時代の国語教科書は、儒教主義的色彩が濃い。

○ 農業関連課題数の比較

一般用読本と農村用読本の課構成の差を表-3に示す。農村用読本は、一般用読本から、表-3の一般用と書かれた欄に記入されている課を除き、代わりに、農村用の欄に示されている課が取り入れられたものとなっている。およそ、3分の1の課題が入れ代わっている。ただし、入れ代わった課題のすべてが農業・農村関連課題ではなく、漁業などと関わりのある課題も含まれている。なお、一般用欄に（ ）で書き込まれている課題は、もともと一般用読本に入れられていた農業・農村関連課題である。各読本中の農業・農村関連課題数は、一般用読本卷一では3、卷二では2となっている。一方、農村用読本卷一では一般用読本中の3を加えて、新しく“先づ農を重んぜよ”、“麦秋”、“植附前後の様子を報ず”、“害虫と其の敵”、“夏の田園”、“船津伝次平”、“郷土”的7課題が加わって計10、卷二では、一般用読本の2に、“村の秋”、“稻刈”、“碧海郡の農業”、“山里の夕”、“農業倉庫”、“春近し”的6が加わって計8となっている。全課題中で農業・農村関連課題がしめる比率は、一般用読本卷一で10%、卷二で6.7%、農村用読本卷一で33%、卷二で30%となっており、農業用読本における農業・農村課題数がきわめて大きくなっている。生活している自分の住環境に近い叙述であれば、親しみ深いし、理解もし易いので、この結果は、当たり前のことを示しているに過ぎないとも言える。だが、この事実は、国語教科書内の農業・農村課題の大小が、そのときどきの国における農業・農民の位置づけをそれなりに反映していると見なしてよいことを示しているとみてよいであろう。

○ 課題の質的な差 — 論理的なものと情緒的なもの

次に、一般用読本と農村用読本中にあらわれる農業・農村関連課題の質を検討してみよう。質の基準の取り方はいろいろ考えられるが、ここでは思い切って、

論理的なものと情緒的なものの二つに類別することにした。前者としては、農業の大切さを論理的に主張するもの、農業知識や技術にかかわるもの、農業に尽くした人々の逸話など、後者に区分けされるものとしては、農村生活の長所などを強調するもの 一長塚節の『土』のように、貧農の姿をリアルに描いたものは皆無で、楽しさ、明るさを書いたものがほとんどである一、あるいは農村の自然の美しさを述べたものなどである。

この分析を行う前に必要と思われる、巻二にすでに含まれていた農業・農村関連課題と、農村用の巻一、巻二に新しく加えられた課題の内容を簡単に紹介しておこう。

○ 農業：“農業はあらゆる職業の中で、最も身体を健康にするものである”という言葉ではじまり、農業が過程の和楽を与えるとともに、趣味に富んだ産業であることを論じている。

○ 都会と田舎：都会と田舎のそれぞれの長所・短所を論じ、田舎の青年が都会にあこがれ、その悪風に染まらないよう警告している。

○ 先づ農を重んぜよ：農業は食物・衣類の原料をつくる最も根本的な産業であり、国家は十分に農業を保護し尊重せねばならぬことを説く一方、農民が都会の流行を追うこと戒めている。

○ 麦秋：6月の麦刈り入れと上旬の蚕の上り時の農村生活の忙しさを情緒的に描いている。

○ 植附前後の様子を報ず：苗代時の水不足を農会の尽力により揚水機を借り受けて乗り切ったことを知らせる手紙

○ 害虫と其の敵：ずい虫、うんかなどの害虫と其の天敵の話

○ 夏の田園：夏の水田の一日を情緒豊かに歌いあげている

○ 船津伝次平：老農の一人。名主として、農村青年に算術・農学などを教えるとともに地域の養蚕業の発展に尽くすとともに、その後、招かれて駒場の農学校で実習指導を行う。その際、外国人の教師と見解を異にすることがあったが、実験してみると必ず彼の正しさが実証されたという。

○ 郷土：田園とそれを取りまく風景の素晴らしい、氏神の境内の神々しさ、美田が祖先の汗と血の結晶であることなどに触れ、郷土愛の素晴らしいを訴える。

○ 村の秋：稲の黄金の穂波、きのこなどの森の幸、麦蒔、そして運動会などに

触れ、農村の秋を謳い上げている。

○ 稲刈：“日は大空に輝きわたり”にはじまる詩。稲刈りの喜びと農民としての決意を示す。

○ 碧海郡の農業：愛知県碧海郡の農業の歴史を水利の開発に焦点をあてて述べるとともに、明治34年安城に設立された農村学校の果たした大きな役割に触れている。

○ 山里の夕：山里の村の夕暮れの風景を叙情的に述べる。

○ 農業倉庫：農業倉庫の役割についての説明。

○ 春近し：田園から望む雪山の美しさを書いている。

先に挙げた論理的なものと情緒的なものとの基準に従って、一般用読本の巻一、巻二を分類すると、「野火止の用水」、「統計」、「農業」、「都会と田舎」の4つが論理的、「山村」が情緒的と区分けされる。一方、農村用読本巻一、巻二についてみると、「野火止の用水」、「統計」、「農業」、「都会と田舎」に加えて、「先づ農を重んぜよ」、「植附前後の様子を報ず」、「害虫と其の敵」、「船津伝次平」、「碧海郡の農業」、「農業倉庫」の10課が論理的なものに属し、「山村」、「麦秋」、「夏の田園」、「郷土」、「村の秋」、「稻刈」、「山里の夕」、「春近し」の8課が情緒的なものに分類される。両者の比は10対8となる。圧倒的に、農村用読本において情緒的な教材の比率が高い。

この理由は、農村における小作農層の貧困とそれにともなう地主層と小作農層の対立の解決は、論理的に考えれば、戦後の農地改革のような徹底した土地改革、あるいは、少なくとも小作料の大幅値下げ以外に道はない。だがそれは、天皇制政府にとって、とてもできることではない。そこで登場するのが、農村の自然の美しさ、家族愛に満ちた農村生活、魚釣り・雪遊び・山菜取りなどの数々の楽しさの強調である。郷土愛から祖国への発展を期待する。郷土愛・祖国愛の前には、小作料の値下げなどの目前の利益は、とるに足らないことなのだと思わせるという訳である。見方を逆にすれば、農業用読本における農業的教材の比率の高さ、そして、その中の情緒的なものの環居合いの高さは、第一次大戦後の農業不況と小作争議の頻発を念頭においてのこととみてよいであろう。

2) 農業的教材と農業・農村政策 — 明治20年～終戦

ここでは、前節で導かれた二つの推論、①国語教科書中で農業的教材のしめる割合は、その時々の政府の農業・農村政策を反映している。②農業的教材中の論

理的なものと情緒的なものの比率は、そのときの政府の農業・農村施策遂行の難易度の尺度となる。に基づいて、明治初頭から終戦にいたるまでの国語教科書の分析を試みる。

対象とする教科書は、①小学読本(明治7年、文部省編纂)、②尋常小学読本および高等小学読本(明治22年、文部省編輯局)、③尋常国語読本および高等国語読本(明治33年、金港堂)、④尋常小学読本および高等小学読本(明治36年、第一期国定教科書)、⑤尋常小学読本(明治43年、第二期国定教科書－6年制義務教育はじまる)、⑥尋常小学国語読本(大正7年、第三期国定教科書)、⑦小学国語読本(昭和8年、第四期国定教科書)、⑧初等科国語(昭和16年、第五期国定教科書)である。対象教科書学年は、2年～6年とした。一学年の教科書は、主として、文字や単語の学習にあてられているからである。明治43年以前の対象教科書に高等小学読本があげられているのは、43年的小学校6年制確立後的小学校教科書と対応させる必要から、高等小学1～2年の教科書を加えたのである(当時の小学校は4年制)。なお、明治7年発行の小学読本は、明治20年以降の教科書とその課構成が全く異なっているので、分析資料には加えなかった。

○ 明治7年の小学読本

この書は、検定制度が実施される明治20年頃まで広く使用されていたという。初めての教科書の為か、これ以後の教科書と全く体裁を異にしている。たたえ場、巻之一、巻之二、巻之三は、いわゆる国語的教材で占められているのに対し、巻之四、巻之五は修身教材にあてられている。さらに課数をみても、巻之二は71課、巻之三は90課からなっている異からもわかるようにわれわれが日常接する食物・道具・動物や身の回りの品々について、時点のような解説が加えられているのである。巻之一では、第1課 家、第2課 緜類、第3課 畠、第4課 薔薇、第5課 雉…、巻之二では、第29課 鋤・鋤、第30課 馬杷、第31課 稲扱、巻之三では、第1課 稲、第2課 糜、第3課 粽類、第5課 豆類というような具合である。一例を示しておこう。

第29課：鋤鋤は血を耕し、土を穿つ器にして其用に隨ひ其形を異にす柄鋤を稱ふるものあり、斜に地挿して土を墾す犁の類なり、唐鋤といいうものあり其頭全く鍔にて作る樹根を掘起す器なり。

その頃の人々が、しばしば口にする言葉を、何の作意もなしにそのまま取り入

れた感がある。全課数の中で、農業に関連する課数は、20%近くに達する。農村人口が圧倒的な比重を占めていることを考えれば頗ける数である。

明治7年的小学読本を除くそれぞれの教科書において、農業・農村関連課数が全体の課数の中で占める比率(%)と関連課数の中で論理的なものと情緒的なものの割合を示したのが図一4である。なお、ここでの検討は、国語教育学の視点からの分析は他書にゆずり、関連課題と農業・農村政策をめぐっての問題に限ることにする。

○尋常小学読本(明治20年)：検定制度の発足に際し、民間教育会社の手になる教科書の規範となるようなものとして作成され、その後の教科書に大きな影響を及ぼしている。教材の選択について、尋常小学読本の緒言で次のように述べている。

遊戯ノ話ニ雜フルニ、諺、考へ物、庶物ノ話、其他養氣ニ資スペキ古人ノ行実ヲ以テシ、第四卷・第五卷ニ至リテハ、文章モ稍長キ者ヲ載セ、地理・歴史ノ事実ヲ加工、第六卷・第七卷ニ至リテハ、學術上ノ事項ヨリ、農工商ノ職業ニ關スル事項ヲモ加工タリ。

この書において、農業・農村関連課題の占める比率は3.4%と、その後の教科書のそれと比べて低い。この書の書かれた明治20年頃には、自由民権運動もほど弾圧され、農村内の地主対小作農の階級対立もあらわな形を見せていなかったことに加えて、天皇中心の国家主義的体制の確立を目指し、忠君愛國の精神を国民の中に浸透させることを最大の課題として位置づけていたことによると推定される。事実、高等小学読本の緒言の中で、“歴史ハ本邦古今ノ著名ナル事蹟ヲ記述シ、以テ児童ヲシテ、帝室ヲ尊ビ、國家ソ愛スルノ志氣ヲ涵養セシメルコトセリ”と述べられているとともに、尋常小学読本においても、「神武天皇」、「紀元節」、「仁徳天皇」、「日本武尊」など、それに沿った教材が随所に散りばめられている。なお、関連課題中に情緒的なものに属するものが全くないのは、知識の注入に急であったこと、農村内の階級対立が目に見える形であらわれていないことなどに起因するものである。

○国語読本(明治33年)：この書においては、農業・農村関連課題の全体に占める比率は、9.7%と高くなっている。明治22年、米が輸出から輸入に転じ、米の増産が国家的に要請されていたこと、その中で老農技術が注目を浴び、各地域で農

業技術改良の機運が盛っていたことに加えて、日清戦争後、積極的に展開された「地主農政」—河川の改修・耕地整理など—の反映であろう。わが国農業の特質を述べた「日本の農業」、肥料について解説した「肥料」、家畜の飼い方を説明している「家畜」など、農業技術に関しての課題が随所に配置されているとともに、「奥貫五平次」、「岡田左平次」、「老農中村直三」の人物伝が、「徳川家康公」、「徳川光圀公」など、歴史上著名な人々の人物伝とともに載せられている。岡田と中村は、ともに老農と呼ばれ、農業技術の改良に大きな役割を果たした人々である。一方、奥貫は、徳川期の豪農で、飢饉の際私財を投げ出して多くの人々を救った人物である。参考までに、「肥料」の一節を紹介しておこう。

肥料には、いろいろあり。人糞又は、くされたるわらなどは、常に多く用いる肥料なるが、其の外油かす、石灰、干鰯の類も皆善き肥料なり。又魚類、獸類などの骨をくだき、石灰にまぜて用いることあり。之を人造肥料という。

(卷七 第19課 肥料)

情緒的に書かれた課題もあらわれてきている。例えば、高等読本巻二第2課「田舎」においては、都会の家に比べて眺めがよく地価も安い、四季の折々の花・果実そしてきれいな小川をあげた後、次の言葉で最後を結んでいる。

余ハ、田舎ノ住居ヲ好メリ。若草萌エル春ノ野、風ニ波立ツ夏ノ畠、黃金色ナル秋ノ田、雪ノ如キ冬ノ梅、勇ミ進メル駒ノ聲、質朴ナル農夫ノ禮儀、誰カ之ヲ愛サザラン。誰カ農夫ノ如キ幸福ヲ保テル。新鮮ナル空氣ヲ呼吸スルコト、農夫ノ如キアリヤ。清淨ナル水ヲ飲ムコト、農夫ノ如キアリヤ。樂シミ多クシテ、心勞ノ少キコト、農夫ノ如キアリヤ。健康長命ニシテ善ク食スルコト、農夫ノ如キアリヤ。凡ソ職業ノ中ニテ、安全ニ樂シキハ、農業ニ勝ルモノナカルベシ。

小作農などの大変厳しい生活を無視して、よくこんなものが載せられたものだと憤りを覚えるのは、私だけではあるまい。この頃の小作農民の姿を、長塚節は小説『土』で次のようにえがいている。

“朝暗いうちから夜暗くなるまで、牛馬の用に働いて米を作るが、その米が食えない。米は小作料にとられ肥料代にとられるので、貧農の食うものではない。百姓だけでは食えぬので、妻のお品は農閑期にはトウフやコンニャクの行商などしてかせぐ。勘次は堤防工事に人夫となって働く。”

教科書の記述は、どんな辛い生活でも、環境が良ければ幸せだというのである。だが、論理的なものと情緒的なものの比率は4対1で、この時代でも、まだ村内の階級対立が顕在化していないことの反映であろう。なお、日清戦争にかかわる話も登場しはじめている。

○尋常小学読本(明治36年、第一期国定教科書)：この読本では、「貿易」、「開港場」、「神戸からの電報」、「蒸気機関車発明」など社会生活の近代化をめぐる啓蒙的教材、「わが陸軍」、「聯隊旗」、「黄海の戦」などの軍事的教材、さらには、「銅と鐵」、「寒暖計」などの理科的教材が多くなっている。(特に、理科的教材の数は全体の中で3分の1近くを占めており、その後の教科書と比較して特に多くなっている。)その結果、農業的教材数が相対的に低下し、6.3%となっている。資本主義の発展とそれにともなう農業人口の減少(図-3)を反映したものであろう。一方、「わが国の農業」の中で、“農は人の職業中最も健全、もっとも高貴にして、また、もっとも有益なるものなり”と述べているように、農業を重視する姿勢を打ち出しているとともに、「船津伝次平」の人物伝をも教材として採用している。

しかし、反面、情緒的なものの割合は、33年の教科書と比較して増加している。加えて、その文章表現も口語調でわかり易くなっている。「こたろうーのむら」の一節を示しておく。

こたろうーのおとうさんはこの村のそんちょーです。たいそーよい人で、よく、村のせわをしたり、ときどき、学校へ、みにいったりします。学校のせんせいは、たいそー、しんせつな人で、ていねいに、せいとをしほます。また、巡査も、たいそー、しんせつな人で、ときどき、みまはります。そして、ぬすびとのはいらんよーに、また、かじやはやりやまひなどのないよーに、きをつけます。それですから、どの家でも、あんしんして、ねたり、おきたり、はたらいたりすることができます。かういふ村に、いるこたろうーらはしあはせではありませんか。

33年の読本との違いは、33年の本が農業技術の改良という視点に大きな比重をかけているのに対し、第一期国定教科書が1898(明治31)年の地租増徴法の成立、小作争議・ストライキの禁止のための治安警察法の公布を踏まえて、厳しい目で農村を見つめたことによるとみてよいのかも知れない。

○尋常小学読本(明治43年、第二期国定教科書)：この教科書は、義務教育6年制が始まって初の教科書ではあるが、第一期の教科書の編集方針を基本的に踏襲している。加えて、社会の近代化にかかわる教材および軍事的教材の数はさらに多くなっている。日露戦争後のさらなる資本の発展と国民の軍事大国主義化の強まりの反映であろう。随って、全課数にたいする農業・農村関連課題数の比率は、国定教科書中最低の4%に減少している。

ところで、本書では、近代的社会教材が論理的に記述されているのに反し、農業的教材にかかわるもののが情緒的になっていく傾向はますます強まってきている。郷土愛を強調し、勤労意欲を培うことを意図しているのである。日露戦争後の不況、1907(明治40)年の岡山における、そして1908年の新潟における小作争議の発生などを意識したことによるのかも知れない。

○尋常小学国語読本(大正7年、第三期国定教科書)：この書は、新しい思想と独自な立場で編集された教科書として見る必要があると言われている。⁹⁾大正期の新しい教育運動の全国的展開、加えて、大正デモクラシーの影響を受けて編集されたのである。その結果として、田園趣味への傾斜・教材の生活化が強められる。しかし、それは技術的側面のことであって、基本的な方向はいささかも変えられていない。農業・農村にかかわるものには、短い隨筆風のものが多く、その大部分は、叙情的なもので、人間や社会を直視し、そこに潜む問題を摘出し、人間感動を引き起こすものではなく、表面的に自然の美しさ、平和な農村生活をとらえ、それを賛美している。言うなれば、郷土愛、自然愛を培い、国家主義的思想形成の一助とし、村内の階級対立をも弱めようとの意図が根底にあると見て良い。社会主义思想の移入とともに勞働争議の急増、農村における小作争議発生の徵候などがその背景にあるとみられる。

○小学国語読本(昭和8年、第四期国定教科書)：世界恐慌とそれに連動する農業恐慌・農業不況、そして満州事変の勃発を背景に、政治・法律・経済などの近代生活にかかわる教材が少なくなるのに反し、皇室、国家、歴史、軍事にかかわる教材が増える。同時に、教材全体にわたって、情緒化の傾向はますます強められる。この当たりの事情が図-5からも読みとれる。この教科書は、国語教育学的視点から見て、格段の進歩一素材の児童化・文学化・国民化一があるとされているが、¹⁰⁾それはそれとして、論理的ではなく、情緒的・文学的なものを選ばざる

を得なかつた、国内における諸矛盾の存在が背景にあることを見落としてはならないであろう。例えば、小作争議件数は、昭和7年以降も増大を続け、昭和10年に最高を示した後、16年に至るもその数は3500件を数えている。

○初等科国語(昭和16年、第五期国定教科書)：太平洋戦争を前にして発令された「国民学校令」に基づくものではあるが、内容は第四期の教科書を基本的に踏襲しており、いわゆる田園趣味的教材が多いとともに、国家主義的教材だけでなく、東亜についての教材も付加されている。

以上、全体課数の中で農業・農村関連課数が占める比率、およびその中の論理的なものと情緒的なものの割合と農業・農村ウェイ策との関わりをみてきた。関連課数の比率は、半封建的地主制が終戦まで命脈を保ってきたことに加えて、そのときどきの教科書の技術的編集方針によつてもかなりの程度変化するので、その値から、政府の諸政策の中での農業政策の軽重を判断するのはかなり難しいことがわかつた。しかし、関連する課の中での論理的なものと情緒的なものとの割合は、そのときどきの農業・農村政策の行き詰まりの尺度を、かなりの程度反映しているとみてよいようである。確かに、国語教育学の視点からすれば、文学化(情緒化)が、一つの発展方向であることは理解できるが、わが国の国語教科書に見られるその傾向は、本質的には、政府のやむにやまれぬ選択であったと見てよいのではないだろうか。

4. おわりに

この小論は、戦後の理科教科書中の土の記述を歴史的に追つてみたら、政府の政策の変化ときれいに対応していたことに気づいたことから始まつた。しかし、戦前のように、天皇制国家が、農村の地主層を自己の支配基盤の一つとしてきた時代では、そう簡単にいかないことを身にしみて感じた。実は、戦前の理科教育を支えてきた哲学的思想の歴史的変遷と戦後のそれとが余りにも酷似し、“いつかきた道”であることをも含めて書くつもりであったが、準備不足でできなかつた。今後の課題としたい。

引用文献

- 1) 海後宗臣・仲新, 「近代日本教科書総説」, 『日本教科書体系(近代編)』第1巻 P. 35 講談社 (1964)
- 2) 全日本教職員組合編, 『教職員組合運動の歴史』 P. 8 労働旬報社 (1997)
- 3) 例えば, 「国語教科書総解説」, 『日本教科書体系(近代編)』第6巻 P. 544-636 講談社 (1964)
- 4) 宮地正人, 『国際政治下の近代日本』 山川出版社 (1987)
- 5) 加藤文三・西村汎子・佐藤伸雄・米田佐代子・矢代和也・本田公栄, 『日本歴史中・下』 新日本新書 (1978)
- 6) 噴峻衆三編, 『日本農業100年のあゆみ』 有斐閣ブックス (1996)
- 7) 板倉聖宣, 『日本理科教育史』 P. 5~6 第一法規出版 (1968)
- 8) 『大阪府農事調査』(明治中期産業運動資料8巻) 日本経済評論社 (1980)
- 9) 「所収教科書解題」, 『日本教科書体系(近代編)』第7巻 P. 716~724 (1963)
- 10) 例えば 3)